

苫前町立学校
働き方改革 計画

平成30年10月

苫前町教育委員会

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、苫前町内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要となっております。

しかしながら、平成29年度に公表された文部科学省の「平成28年度教員勤務実態調査」、北海道教育委員会の「平成28年度教職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、厚生労働省の労災認定とされる「過労死ライン」を超える勤務の実態が明らかとなり、時間外勤務縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題とされました。

こうした状況を踏まえ、苫前町内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した『苫前町立学校 働き方改革計画』を作成することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員一人一人の意欲と能力を最大限に発揮できる勤務環境を整備し、教育活動に集中し専念できるよう計画を進めてまいります。

●一週間当たりの学校内勤務時間（平成28年度調査）

【基本労働時間 38時間45分】

小学校	文部科学省 調査	北海道教育委員会 調査
校長	54時間59分	50時間46分
平成18年調査	52時間19分	
教頭	63時間34分	65時間02分
平成18年調査	59時間05分	
教諭等	57時間25分	54時間31分
平成18年調査	53時間16分	

中学校	文部科学省 調査	北海道教育委員会 調査
校長	55時間57分	50時間41分
平成18年調査	53時間23分	
教頭	63時間36分	63時間13分
平成18年調査	61時間09分	
教諭等	63時間18分	60時間05分
平成18年調査	58時間06分	

※文部科学省：平成28年度教員勤務実態調査（速報値）

※北海道教育委員会：平成28年度教育職員の時間外勤務等に係る実態調査

- ◆「過労死ライン」とされる1週間の勤務時間60時間以上（残業時間20時間以上）となる割合は、小学校教諭で3割以上、中学校教諭は6割以上近くを占めており、副校長・教頭では、小学校が6割以上、中学校が6割近くを占めている状況にある。

■過労死ライン

厚生労働省が、脳・心臓疾患で労災認定とされる目安として使っている基準。

※残業時間が発症前1か月間に100時間、発症前2か月～6か月間で月当たり80時間を超えること。

※勤務時間の週60時間はおおよそ月80時間に相当。

60時間－40時間＝20時間（1週間の残業時間）

20時間×4週間（1か月）＝80時間

（注）40時間：民間の週40時間勤務を基準とした場合

1 『苫前町立学校 働き方改革 計画（「以下、本計画という。」）』の性格

- 本計画は、苫前町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、策定するものです。
- 本計画については、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 教育委員会及び学校の役割

（1）教育委員会の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成します。
- ・ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。

（2）学校の役割

- ・ 学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

4 計画の期間

- 取組期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

5 計画が目指す目標

- 本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定します。
 - ① 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全町立学校でゼロにする。
 - ② 部活動休養日を、体育部・文化部全ての部活動で実施する。
 - ③ 変形労働時間制を全町立学校で活用する。
 - ④ 定時退勤日を全町立学校で、月2回以上実施する。
 - ⑤ 学校閉庁日を全町立学校で、年4日以上実施する。

6 取組の検証・改善

- 教育委員会及び学校は、毎年度、進捗状況を把握し、国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行います。

7 具体的な取組内容

- 教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

(1) 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ◇ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進
 - ・ 支援を要する児童・生徒への授業サポートとして、学校教育支援員の継続配置、また小学校の外国語科への対応として外国語指導助手（ALT）の増員配置を進めます。
- ◇ ICTを活用した授業改善と共有教材等の有効活用
 - ・ 北海道教育委員会が、校種に応じて作成している教材や資料等を活用するとともに、ICTを有効活用し授業改善の効率化を図ります。
- ◇ 校務支援システムの導入促進
 - ・ 学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステムを構築することによって教職員の事務負担を軽減するシステムとして導入します。
- ◇ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進（コミュニティ・スクール）
 - ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を導入しました。
- ◇ 学校給食費の公会計化への検討
 - ・ 給食費については、それぞれの学校において会計を設け、給食費の徴収、未納者への対応等を行っており教職員への時間的かつ精神的負担も大きいことから公会計化への検討を行います。

(2) 部活動指導にかかわる負担の軽減

- ◇ 部活動休養日等の完全実施
 - ・ 生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。
- ① 部活動休養日の実施
 - ・ 毎週1日以上（月曜日～金曜日）の休養日を設ける。
 - ・ 毎週、土曜日・日曜日のどちらか1日を休養日に設ける。
週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返ること。
 - ・ 学校閉庁日は部活動休養日とする。

- ・長期休業中においては、学期中に準じた扱いとする。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多用な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

② 部活動の活動時間

- ・平日は2時間程度、学校休業日においては4時間程度（半日）としてできるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効率的な活動とする。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

◇ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」、及び年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」を設け、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

◇ 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- ・人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

◇ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

① 夏季休業期間 8月13日・14日の2日間

② 冬季休業期間 1月 4日・ 5日の2日間

(12月29日から1月3日年末年始)

③ 服務上の取扱等

- ・年末年始を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得等により対応すること。
- ・休暇取得等に取得については任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意すること。
- ・年次有給休暇等の希望をしない職員が出勤する場合の開錠・施錠は出勤する者の責任で行うこととし、管理職員は出勤しないようにすること。

◇ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

- ・勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、タイムレコーダーを設置し職員の健康管理に努めます。

- ◇ 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
 - ・ 保護者や地域住民への説明責任を果たし、情報の共有を図り理解を深めるための取組を進めます。

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ◇ 調査業務等の見直し
 - ・ 教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取組を進めます。
- ◇ 勤務時間等の制度改善
 - ・ 4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、職員の勤務時間に係る制度の有効活用を推進します。
- ◇ メンタルヘルス対策の推進
 - ・ 教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、平成29年度から進めている「ストレスチェック」を今後も継続して取組んでいきます。
- ◇ 学校行事の精選・見直し
 - ・ 各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

計 画 年 度

△検討・協議 ○年度中に実施予定 ◎実施済

【主体：●町教委 ■学校】

主体	取り組み内容	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
●	◆学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進				
	・教育支援員の配置 2名(H23年度～)	◎			
	・ALT(外国語指導助手)2名体制 ※1名体制：平成5年度より		◎		
■	◆ICTを活用した共同教材等の活用		○	◎	
●	◆校務支援システムの導入促進		◎		
● ■	◆地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進(コミュニティ・スクールの取組推進)	◎			
●	◆給食費の公会計化の検討		△	○	◎
■	◆部活動休養日等の完全実施(運動・文化部)				
	・毎週1日以上以上の休養日設定	◎			
	・毎週土日曜日どちらか1日の休養日設定 週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。		◎		
	・長期休業中 長期休業中の設定は、学期中に準じた扱いをする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。		◎		
	・活動時間 1日の活動時間は、平日は2時間程度とし、学校休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度(半日)とし、できるだけ短時間に合理的で、かつ効率的・効果的な活動とする。		◎		
■	◆ワークライフバランスを意識した働き方の推進				
	・月2回以上 定時退勤日設定		◎		
	・年2回以上 時間外勤務縮減強調週間設定		△	◎	

計 画 年 度

△検討・協議 ○年度中に実施予定 ◎実施済

【主体：●町教委 ■学校】

主体	取り組み内容	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
■	◆人事評価制度等を活用した意識改革の促進				
	・学校経営方針、重点目標等に自校における働き方改革に関する視点の盛り込み等		◎		
●	◆長期休業期間における「学校閉庁日」の設定				
	・冬季休業 1月4日・5日	◎			
	・夏季休業 8月13日・14日		◎		
● ■	◆勤務時間を客観的に把握した集計システムの構築		○	◎	
	・タイムレコーダーの設置(小中4校)	◎			
●	◆調査業務等の見直し	◎			
■	◆勤務時間等の制度の活用				
	・変形労働時間制等の有効活用		◎		
●	◆メンタルヘルス対策の推進				
	・ストレスチェックの実施(小中4校)	◎			
■	◆学校行事の精選・見直し		△	○	

苫前町における協議等経過

年度	年	月	日	会 議 名	内 容
29	29	6	27	校長会	教職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組みについて ・部活～週1回程度の休養日の設定
29	29	7	13	校長会	学校における業務改善の取り組みについて (タイムカード)
29	29	8	18	校長会	校務支援システムの導入計画について
29	29	11	2	校長会	校務支援システム・デモンストレーションについて
29	29	11	17	町長部局との協議	教員の多忙化解消プランについて
29	29	12	5	校長会	学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」について
29	30	1		学校閉庁の実施	実施日：平成30年1月4・5日
29	30	1	18	校長会	「働き方改革」について (中学校部活動・学校閉庁)
29	30	1	22	苫前町総合教育会議	学校現場の働き方改革について
29	30	2	6	平成30年第1回教育委員会会議	タイムレコーダー設置に関する補正予算審議
29	30	2	14	苫前町議会 総務産業 常任委員会	・小学校英語教科化に伴うALT増員計画について ・町内小中学校 校務支援システム・タイムレコーダーについて
29	30	2	26	第2回苫前町学校運営協議会臨時会	「教員の多忙化解消プラン」説明
29	30	3	9	校長会	中学校部活動負担軽減対策について
29	30	3	22	教頭会	中学校部活動負担軽減対策について
29	30	3	22	平成30年第2回教育委員会会議	部活動(中学校)休養日の設定について
29	30	3	7	平成30年第1回苫前町議会定例会議	●平成30年度苫前町教育行政執行方針 ・タイムレコーダー設置 ・学校閉庁日の設定 ・部活動休養日の設定 ・学校給食会計の公会計化の検討
29	30	3	30	中学校部活動における休養日の完全実施について (平成30年4月1日実施)	スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準じる。 【文化部についても同じ】
30	30	8	23	校長会	苫前町働き方改革計画(案)について
30	30	10	1	平成30年第6回教育委員会定例会議	苫前町働き方改革計画(案)について

国・北海道の動き

区分	通知等タイトル	内容
北海道教育委員会	「部活指導の見直しに係る申し合わせについて」(通知) 教留第 6463 号 平成 26 年 3 月 19 日付	①週一日程度は休養日を設けること ②授業日においては、生徒の下校や教職員の退勤が遅くならないよう放課後の 2～3 時間程度で活動が終わるようにすること ③休日においては、早朝から終日にわたる活動は極力避けて、半日程度でも活動ができるようにすること ④特定の教員職員に負担が偏らないようにすること
文部科学省	「学校現場における業務の適正化に向けて」(通知) 28 文科初等第 446 号 平成 28 年 6 月 17 日付	・教員の担うべき業務に専念できる環境の確保 ・部活動の負担を大胆に軽減する ・長時間労働という働き方を改善する ・国、教育委員会の支援体制の強化
北海道教育委員会	「部活動指導の見直しに係る申し合わせについて」(通知) 教留第 2249 号 平成 29 年 2 月 7 日付	※平成 26 年 3 月 19 日付通知との変更点 ・「運動部」だけでなく、「文化系」の部活動においても同様に扱いとなる。
文部科学省	教員勤務実態調査(平成 28 年度)の集計(速報値)について(概要) 報道発表 平成 29 年 4 月 28 日	1. 調査の概要 (1) 経緯 「教育政策に関する実証研究」の一つとして、教員の勤務実態の実証分析を平成 28～29 年度の 2 か年で実施。 【委託機関：株式会社リベルタス・コンサルティング】今回、教員勤務実態調査のうち、教員の勤務時間に係る部分の速報値が取りまとまったことから公表するもの。 (2) 実施方法 日程：平成 28 年 10 月～11 月のうちの連続する 7 日間 対象：小学校 400 校、中学校 400 校(確率比例抽出により抽出)に勤務する教員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭。当該校のフルタイム勤務職員全員)を対象。 回答数：小学校：397 校 中学校：399 校 小学校教員：8,951 名 中学校教員：10,687 名
文部科学省	「教員の働き方改革に関する関係団体・有識者ヒアリング」 平成 29 年 5 月 17 日～平成 29 年 6 月 20 日	・実施期間 平成 29 年 5 月 17 日～平成 29 年 6 月 20 日 ・関係団体 27 団体・有識者 5 名
北海道教育委員会	「平成 29 年度教職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組について」(通知) 教職第 363 号 平成 29 年 5 月 23 日付	・週一日程度の休養日の設定など「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」の徹底 ・変形労働時間制や週休日の振替等改正した制度の周知と有効活用、修学旅行、学校祭、体育大会、文化祭等 ・管理職員による業務管理、業務改善の取組の一層の充実 ・「定時退勤日」や「時間外勤務等縮減強化週間」などの一層の推進

国・北海道の動き

区分	通知等タイトル	内容
文部科学省	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの作成検討会」（第1回） 平成29年5月29日	～教員の業務負担軽減、子供たちの健全な成長促進を目指して適正な運動部活動の在り方を考えます～ 〈松野大臣挨拶〉 「先月発表した教員勤務実態調査の結果からも教員の長時間勤務に支えられている状況は深刻な状況であることが、裏付けられた。児童・生徒に関しても成長期にある児童・生徒への身体的負担の考慮や学校全体のバランスを検討しなくてはならない。」
文部科学省	「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教員への諮問 平成29年6月22日	諮問内容 ◇第一に、学校が担うべき業務の在り方について ◇第二に、教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担について ◇第三に、教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について
中央教育審議会	「学校における働き方改革特別部会」第1回部会 平成29年7月11日	・教員勤務実態調査（平成28年度）について ・教員の働き方改革に関する関係団体・有識者ヒアリングについて
中央教育審議会	「学校における働き方改革に係る緊急提言」 平成29年8月29日	『学校における働き方改革に係る緊急提言』 1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること ①教職員の勤務時間の把握 ・タイムカード設置学校 小学校 10.3% 中学校 13.3% ②教職員の休憩時間の確保 ・留守番電話の設置 ・部活動の適切な運営 2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと ①時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定すること ②校務支援システムの導入促進 ③教委から学校に対する調査物に対する依頼・指示等についての整理・把握をし、その精選及び合理化・適正化を進めること。 ④給食費の公会計化を進めること。 ⑤事務職員との連携強化、業務改善の取り組みを進めること。 (平成29年4月学校教育法の一部改正 事務職員の職務規程が見直される) 3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること ①学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進 ②「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進等 ③学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

国・北海道の動き

区分	通知等タイトル	内容
中央教育審議会	「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」 平成 29 年 12 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「学校における働き方改革」の背景・意義 2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え 3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化 4. 学校の組織運営体制の在り方 5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討 6. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備
文部科学省	「学校における働き方に関する緊急対策」 文部科学大臣決定 平成 29 年 12 月 26 日	<p>平成 29 年 6 月、文部科学大臣から 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同年 12 月 22 日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(以下、「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」という)がまとめられた。</p> <p>「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化 ○学校が作成する計画等の見直し ○学校の組織運営体制の在り方 ○勤務時間に関する意識改革と制度的措置 ○「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備 <p>という観点において、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、これを踏まえて文部科学省が中心的に実施していく内容を本緊急対策としてとりまとめ、着実に実施していく。</p>
スポーツ庁	『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成 30 年 3 月	
北海道教育委員会	学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』 平成 30 年 3 月	
文化庁	文化部活動に在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議 第 1 回会議開催 平成 30 年 7 月 12 日	